

特許法102条2項の適用において、寄与度減額が否定された事例

知的財産事例研究会
弁護士 松崎 和彦

大阪地方裁判所平成25年5月23日判決
(平成23年(ワ)第13054号・裁判所ホームページ)

第1 事案の概要

本件は、発明名称「剪断式破碎機の切断刃」とする特許（特許番号4210537）に係る特許権（以下「本件特許権」といい、本件特許の請求項1に係る発明を「本件特許発明」という。）を有する原告が、被告に対して、互いに寸法が異なるものの、構成は同一の剪断式破碎機用切断刃である、イ号製品、ロ号製品及びハ号製品（以下、イ号製品、ロ号製品及びハ号製品を総称して「被告製品」という。）が本件特許発明の技術的範囲に属すると主張して、特許法100条1項及び2項に基づき被告製品の製造、販売等の差止め及び廃棄を求めるとともに、特許権侵害の不法行為（民法709条）に基づき、2000万円の損害賠償及びこれに対する平成23年10月28日（訴状送達の日）の翌日から支払済みまで民法所定の年5%の割合による遅延損害金の支払いを求めた事案である。

第2 特許庁における手続等の経緯

- 1 出願 平成15年3月20日
- 2 公開 平成16年10月14日
- 3 審査請求 平成17年1月11日
- 4 拒絶理由通知 平成20年1月22日発送（拒絶理由：特許法29条2項）
- 5 意見書・手続補正書提出 平成20年3月21日
- 6 特許査定 平成20年9月30日
- 7 設定登録 平成20年10月31日
- 8 無効審判請求 平成24年4月23日（無効2012-800062号事件）
- 9 請求不成立審決 平成25年1月9日

第3 本件特許権

1 特許請求の範囲

本件特許の特許請求の範囲には、請求項1から4が含まれるが、本件において争われたのは請求項1のみである。本件特許の請求項1に係る発明である本件特許発明は、以下のとおり構成要件に分説することができる（判決文による分説である。また、下線は、拒絶理由通知に対する手続補正により修正された箇所である。）。

- A① ケーシングに支持した軸にスペーサを挟んで切断刃取付台を設け、該切断刃取付台の周囲に複数の刃取付部を形成し、該刃取付部に切断刃の後部に形成した係止部を係止する突出段部を形成し、
- A② 該突出段部で切断刃の係止部を係止した状態で該切断刃に形成した固定ボルト孔に固定ボルトを設けて切断刃を前記切断刃取付台に固定し、
- A③ 該切断刃を固定することにより前記刃取付部の外周が露出しないようにするとともに、該切断刃の内側側面を前記スペーサで挟んだ状態にして前記切断刃取付台の側面がほぼ露出しないようにして使用し、
- A④ 交換時には切断刃交換装置の押圧部材を前記固定ボルト孔に挿入して拡径させることにより該押圧部材を切断刃と密接させ、該押圧部材とともに切断刃を一体的に前記切断刃取付台から半径方向に取外して交換するようにした
- A⑤ 剪断式破砕機の切断刃において、
- B⑥ 前記切断刃を前記切断刃取付台に固定する前記固定ボルト孔の固定段部よりも入口側に、該切断刃の交換時に前記固定ボルト孔に挿入して拡径させる前記切断刃交換装置の押圧部材が係合するように
- B⑦ 該固定ボルト孔の内面から半径方向に拡径する環状凹部で形成した係合部を具備させた
- B⑧ 剪断式破砕機の切断刃。

2 発明の詳細な説明の記載

(1) 発明の属する技術分野（段落【0001】）

本願発明は、剪断作用によりシート状物やプラスチック品等の各種被破砕物を破砕する剪断式破砕機の切断刃に関するものである。

(2) 従来の技術（段落【0002】～【0004】）

従来から、剪断力を利用してプラスチックや木片、紙、金属、ゴム、繊維、皮革等のあらゆる被破砕物を破砕する剪断式の破砕機（シュレッダー）が知られている。

このような破砕機の切断刃は、駆動軸に設けられた切断刃取付台に取付けられており、外側から半径方向にボルト等の固定手段で固定されている。このシュレッダー用切断刃は、隣接するスペーサの間に取付けられている。

(3) 発明が解決しようとする課題（段落【0008】～【0013】）

ところで、破砕能力を維持するために摩耗した切断刃を交換しなければならないが、この種の剪断式破砕機で種々雑多な被破砕物を長期間破砕していると、切断刃の間や、切断刃とスペーサとの間に被破砕物が付着したり、被破砕物中の水分等によって切断刃と切断刃取付台とが錆等によって密着してしまう場合がある。

このように切断刃が錆等で切断刃取付台に密着してしまった場合、切断刃を切断刃取付台から分離させるのは非常に困難な作業となる。